

リスクマネージメント

平成 18 年 5 月 20 日発行 F M P C l u b 編集責任者 ファイナンシャル・プランナー 小澤昭彦

同族株主の判定をする場合の同族関係者の範囲

法人税や相続税で出てくる「同族会社」の同族関係者とは、株主と同族関係にある個人及び法人をいい、一定の範囲が定められています。

同族関係者とは

株式を評価する場合において、同族株主がいる会社又は同族株主に該当するかどうかは、同族関係者を含めて判定をします。

この場合の同族関係者とは、次の者をいいます。

- (1) 株主と同族関係にある個人
- (2) 株主と同族関係にある会社

株主と同族関係にある個人とは

株主と同族関係にある個人とは、次の者をいいます。

- (1) 株主の親族
親族とは配偶者及び6親等内の血族3親等内の姻族をいいます。
- (2) 株主とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (3) 個人株主の使用人
- (4) (1)から(3)以外の者で、個人株主から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (5) (2)から(4)に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

株主と同族関係にある会社

株主と同族関係にある会社とは、次の会社をいいます。

(1) 株主の1人(個人株主については、その1人及びこれと上記の同族関係のある個人。以下同じ)が有する他の会社の株式の総数がその他の会社の発行済株式総数の50%以上に相当する場合におけるその他の会社

(2) 株主の1人と(1)の同族関係のある会社が有する他の会社の株式の総数がその他の会社の発行済株式総数の50%以上に相当する場合

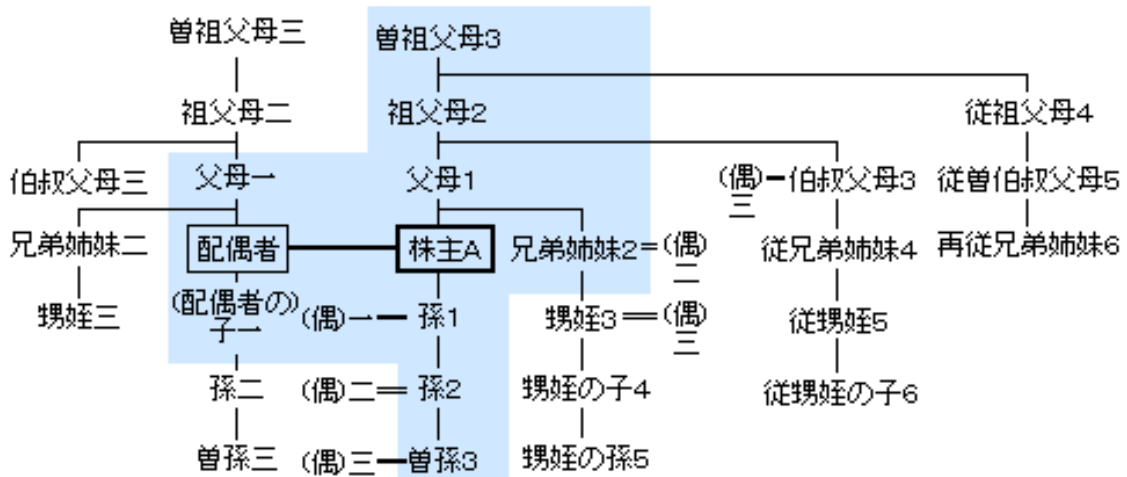
におけるその他の会社

(3) 株主の1人及び(1)、(2)の同族関係のある会社が有する他の会社の株式の総数がその他の会社の発行済株式総数の50%以上に相当する場合におけるその他の会社

なお、同一の個人又は会社と(1)から(3)の同族関係のある2以上の会社が、同族会社であるかどうかを判定しようとする会社の株主である場合には、その2以上の会社は、相互に同族関係のある会社とみなされることとされています。

参考 <中心的な同族株主判定の基礎となる同族株主の範囲()>

- 株主Aについて判定する場合 -



肩書き数字は親等を、うちアラビア数字は血族、漢数字は姻族を、(偶)は配偶者を示しています。

< 解説 >

本来、親族の定義は民法によって定められています。民法第725条に親族の範囲が定められています。上記の図を見ていただいても結構広い範囲が民法、税法の上では「親族」になることとなります。



【個人契約の課税関係の基礎（1）】

リビング・ニーズ特約に基づく保険金(生前給付金)

（リビング・ニーズ特約の概要）

被保険者の余命が 6 か月以内と診断された場合に、主契約の死亡保険金の一部又は全部(上限 3,000 万円)を生前給付金として支払う。

生前給付金を支払ったときは、これと同額の死亡保険金が減額されたものとされる(死亡保険金の全部を生前給付金として支払った場合には、主契約は消滅する。)。

生前給付金の受取人は被保険者とし、配偶者等について指定代理請求を認める。

特約の保険料は不要である(主契約の保険料に吸収されている。)。

【質問】

リビング・ニーズ特約に基づく保険金(生前給付金)は、非課税所得として取り扱って差し支えありませんか。

【回答】

非課税所得として取り扱って差し支えありません。

リビング・ニーズ特約による生前給付金は、死亡保険金の前払的な性格を有していますが、被保険者の余命が 6 か月以内と判断されたことを支払事由としており、死亡を支払事由とするものではないことからすれば、重度の疾病に基因して支払われる保険金に該当するものと認められます。

疾病により重度障害の状態になったことなどに基因して支払われる保険金は、**所得税法施行令第 30 条第 1 号に掲げる「身体の傷害に基因して支払われる」保険金**に該当するものと取り扱っており(所得税基本通達 9-21)、その保険金は非課税所得となります。

(注) 生前給付金の支払を受けた後にその受取人である被保険者が死亡した場合には、未使用の生存給付金は本来の相続財産として相続税の課税対象となります(この場合、相続税法第 12 条第 1 項第 5 号(相続税の非課税財産)の規定の適用はないことに注意してください。)。

【関係法令通達】

所得税法第 9 条第 1 項第 16 号、所得税法施行令第 30 条、所得税基本通達 9-21、相続税法第 12 条第 1 項第 5 号

注記

平成 17 年 4 月 30 日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。





新会社法が5月1日よりいよいよ施行

平成17年6月29日、第162回国会で「会社法」(以下、「新会社法」)が成立し、平成18年5月1日から施行されました。

これまで、会社に関する規定は、商法第2編、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(いわゆる「商法特例法」)など、様々な法律に分散しており、一つの法律にまとまっていませんでした。また、明治32年に制定された商法、昭和13年に制定された有限会社法は、ともに片仮名文語体表記となっており、非常に読みにくいといわれていました。

新会社法は、会社に関する法律を一本にまとめて条文を再構成するとともに、平仮名口語体表記となり、体系的で分かりやすい法律になります。

また、新会社法では、現代語化と併せて、実質的な改正も大幅に行われます。特に、中小企業に関連する部分としては、株式会社制度と有限会社制度の統合、機関設計の柔軟化、事業承継に活用できる株式制度の拡充、会計参与制度の導入、最低資本金の撤廃、合同会社の新設など非常に多岐にわたっており、それによって得られるメリットも様々です。

会社法の要点

1 利用者の視点に立った規律の見直し

(1) 株式会社と有限会社を1つの会社類型(株式会社)として統合

いわゆる株式譲渡制限会社(その発行する全ての株式についてその譲渡につき当該会社の承認を要する株式会社)について取締役の人数規制や取締役会の設置義務が課せられない現行の有限会社型の機関設計の採用を認めるなど、株式会社における定款自治の範囲を拡大し、その規律の多様化・柔軟化を図ることにより、現行の株式会社と有限会社の両会社類型を1つの会社類型(株式会社)として統合しています。**既存の有限会社については、引き続き従前の規律を維持するための所要の措置を設けています。**

(2) 設立時の出資額規制の撤廃(最低資本金制度の見直し)

株式会社の設立に際して**出資すべき額**について、下限額(現行法では株式会社につき1000万円、有限会社につき300万円)の**制限を撤廃**しています。

(3) 事後設立規制の見直し

事後設立(会社成立前から存在する財産で営業のために継続して使用するものを会社成立後2年以内に一定規模以上(現行法では資本の5パーセント以上)の対価で取得すること)に係る検査役の調査の制度は、廃止しています。

2 会社経営の機動性・柔軟性の向上

会社経営の機動性・柔軟性の向上を図るため、株式会社の組織再編行為や資金調達に係る規制の見直し、株主に対する利益の還元方法等の合理化を行うとともに、取締役等が積極果敢な経営を行うことの障害にならないよう取締役等の責任に関する規律の合理化を図っています。以下省略詳しいQ&Aは下記ホームページへ

法務局ホームページ <http://www.moj.go.jp/>